

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会運営内規
(案)

平成 1 9 年 3 月 2 6 日

国立大学教育研究評価委員会決定

最終改正 令和 年 月 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会規則に定めるもののほか、同規則第 6 条の規定に基づき、この運営内規に定めるところによる。

第 2 条 国立大学法人法第 3 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国立大学法人評価委員会からの要請により行う教育研究評価は、教育研究に係る中期目標の達成状況及び国立大学法人評価委員会が各国立大学法人等ごとに定める教育研究組織（以下「学部・研究科等」という。）の現況の調査を行う。

(達成状況判定会議)

第 3 条 委員会は、評価の対象となる国立大学等（以下「評価対象大学等」という。）の教育研究に係る中期目標の達成状況を調査するため、達成状況判定会議を置く。

- 2 当該会議は、別表第 1 のグループ及びチームにより構成する。
- 3 当該グループ及びチームに属すべき独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成 1 6 年規則第 1 号）第 1 8 条第 3 項に規定する委員（以下「委員」という。）及び同条第 4 項に規定する専門委員（以下「専門委員」という。）は、委員長が指名する。
- 4 当該グループにグループリーダー、サブリーダーを、チームに主査を置き、当該グループ及びチーム会議に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 グループリーダーは、当該グループの事務を掌理する。
- 6 サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 主査は、当該チームの事務を掌理する。

(現況分析部会)

第 4 条 委員会は、評価の対象となる学部・研究科等（以下「評価対象学部・研究科等」という。）の現況を調査するため、現況分析部会を置く。

- 2 当該部会は、別表第 2 の学系部会により構成する。
- 3 当該学系部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 4 当該学系部会に部会長、副部会長を置き、当該学系部会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、当該学系部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(研究業績水準判定組織)

第5条 委員会は、前条第1項の現況の調査に当たって、評価対象学部・研究科等の研究業績を分析するため、現況分析部会に研究業績水準判定組織を置く。

- 2 当該組織に別表第3の専門部会を編成する。
- 3 当該専門部会に属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- 4 当該専門部会に部会長、副部会長を置き、当該専門部会に属する専門委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営小委員会)

第6条 第3条に規定するグループ及びチーム相互間、第4条に規定する学系部会相互間及び前条に規定する専門部会相互間の調整を図るため、委員会に運営小委員会を置く。

- 2 当該小委員会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 当該小委員会に主査、副主査を置き、当該小委員会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見申立審査会)

第7条 委員会は、評価対象大学等からの意見の申し立てを審議するため、意見申立審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 審査会に会長、副会長を置き、審査会に属する委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 会長は、審査会の事務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第8条 グループは、グループリーダーが招集し、議長となる。

- 2 グループは、委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 グループの議事は、出席した委員及び専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前各項の規定は、チーム、学系部会、運営小委員会及び審査会の議事に準用する。この場合において、「グループ」とあるのは「チーム」、「学系部会」、「運営小委員会」又は「審査会」と、「グループリーダー」とあるのは、「チーム主査」、「部会長」、「主査」又は「会長」と読み替えるものとする。また、学系部会においては、「委員及び専門委員」とあるのは、「部会長及び副部会長」に読み替えるものとする。

第9条 委員及び専門委員は、「委員会」、「達成状況判定会議」、「現況分析部会（研究業績水準判定組織を除く）」、「運営小委員会」及び「審査会」において自己の関係する大学等

に関する事案については、その議事の議決に加わることができない。

（会議の公開）

第10条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

一 委員長が、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に評価対象大学等に混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合

二 その他委員長が必要と認める場合

2 「達成状況判定会議」、「現況分析部会」、「運営小委員会」及び「審査会」に係る会議は、評価対象大学等の具体的評価に関わる審議等を行うため、原則として会議資料を含め非公開とする。

（雑則）

第11条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この細則は、平成19年3月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年10月3日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

グループ及びチームの名称	
第1グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第2グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第3グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第4グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第5グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第6グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム 第4チーム
第7グループ	第1チーム 第2チーム 第3チーム
第8グループ	第1チーム

別表第2（第4条関係）

学系部会の名称	
人文科学系部会 理学系部会 農学系部会 教育系部会 特定領域系部会 総合理系部会 大学共同利用機関部会	社会科学系部会 工学系部会 保健系部会 総合科学系部会 総合文系部会 総合融合系部会

別表第3（第5条関係）

専門部会の名称
情報学基礎専門部会 計算基盤専門部会 人間情報学専門部会 情報学フロンティア専門部会 環境解析学専門部会 環境保全学専門部会 環境創成学専門部会 デザイン学専門部会 生活科学専門部会 科学教育・教育工学専門部会 科学社会学・科学技術史専門部会 文化財科学・博物館学専門部会 地理学専門部会 専門部会 社会・安全システム科学専門部会 人間医工学専門部会 健康・スポーツ科学専門部会 子ども学専門部会 生体分子科学専門部会 脳科学専門部会 地域研究専門部会 ジェンダー専門部会 観光学専門部会 哲学専門部会 芸術学専門部会 文学専門部会 言語学専門部会 史学専門部会 人文地理学専門部会 文化人類学専門部会 法学専門部会 政治学専門部会 経済学専門部会 経営学専門部会 社会学専門部会 心理学専門部会 教育学専門部会 ナノ・マイクロ科学専門部会 応用物理学専門部会 量子ビーム科学専門部会 計算科学専門部会 数学専門部会 天文学専門部会 物理学専門部会 地球惑星科学専門部会 プラズマ科学専門部会 基礎化学専門部会 複合化学専門部会 材料化学専門部会 機械工学専門部会 電気電子工学専門部会 土木工学専門部会 建築学専門部会 材料工学専門部会 プロセス・化学工学専門部会 総合工学専門部会 神経科学専門部会 実験動物学専門部会 腫瘍学専門部会 ゲノム科学専門部会 生物資源保全学専門部会 生物科学専門部会 基礎生物学専門部会 人類学専門部会 生産環境農学専門部会 農芸化学専門部会 森林園科学専門部会 水圏応用科学専門部会 社会経済農学専門部会 農業工学専門部会 動物生命科学専門部会 境界農学専門部会 薬学専門部会 基礎医学専門部会 境界医学専門部会 社会医学専門部会 内科系臨床医学専門部会 外科系臨床医学専門部会 歯学専門部会 看護学専門部会 思想、芸術およびその関連分野部会 文学、言語学およびその関連分野部会 歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野部会 地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野部会 法学およびその関連分野部会 政治学およびその関連分野部会 経済学、経営学およびその関連分野部会 社会学およびその関連分野部会 教育学およびその関連分野部会 心理学およびその関連分野部会 代数学、幾何学およびその関連分野 解析学、応用数学およびその関連分野部会 物性物理学およびその関連分野部会 プラズマ学およびその関連分野部会

素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野部会
天文学およびその関連分野部会
地球惑星科学およびその関連分野部会
材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野部会
流体工学、熱工学およびその関連分野部会
機械力学、ロボティクスおよびその関連分野部会
電気電子工学およびその関連分野部会
土木工学およびその関連分野部会
建築学およびその関連分野部会
航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野部会
社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野部会
材料工学およびその関連分野部会
化学工学およびその関連分野部会
ナノマイクロ科学およびその関連分野部会
応用物理物性およびその関連分野部会
応用物理工学およびその関連分野部会
原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野部会
物理化学、機能物性化学およびその関連分野部会
有機化学およびその関連分野部会
無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野部会
高分子、有機材料およびその関連分野部会
無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野部会
生体分子化学およびその関連分野部会
農芸化学およびその関連分野部会
生産環境農学およびその関連分野部会
森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野部会
社会経済農学、農業工学およびその関連分野部会
獣医学、畜産学およびその関連分野部会
分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野部会
細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野部会
個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野部会
神経科学およびその関連分野部会
薬学およびその関連分野部会
生体の構造と機能およびその関連分野部会
病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野部会
腫瘍学およびその関連分野部会
ブレインサイエンスおよびその関連分野部会
内科学一般およびその関連分野部会
器官システム内科学およびその関連分野部会
生体情報内科学およびその関連分野部会
恒常性維持器官の外科学およびその関連分野部会
生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野部会
口腔科学およびその関連分野部会
社会医学、看護学およびその関連分野部会

スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野部会
情報科学、情報工学およびその関連分野部会
人間情報学およびその関連分野部会
応用情報学およびその関連分野部会
環境解析評価およびその関連分野部会
環境保全対策およびその関連分野部会
人間医工学およびその関連分野部会